

第2回SG（スタディ・グループ） 議事要旨

日時：平成21年5月22日（金）12：00～13：45

場所：中央合同庁舎第4号館共用第4会議室（4F）

テーマ：有識者ヒアリング等（給付付き税額控除等）

有識者：ベン・オールドレッド氏（在京英国大使館一等書記官）
八塩裕之氏（京都産業大学准教授）

議事内容：

- 給付付き税額控除に関する事務局説明の後、有識者から以下に付き説明を聴取した。
 - イギリスにおける給付付き税額控除の導入背景・制度の概要・実務面の課題等
 - スウェーデンの税制と納税環境

- 自由討議における主な意見は以下のとおり。
 - 諸外国がどのような政策目的で給付付き税額控除を導入し、また、その導入前後でどのような変化があったのかについて調査が必要ではないか。
 - 税額控除だけに着目するのではなく、所得控除や税率構造も含んだ総合的な見地から調査・比較すべきではないか。例えば、イギリスに所得控除は多くなく、オランダには所得控除はないなど、国によって事情が異なる。
 - イギリスではWFTCの導入に伴い生活保護との間で一定の代替が認められた。
 - イギリスにおける執行面の課題としては、年度毎の税額控除額の積算と月毎の給付のタイム・ラグから生ずる過払いがある。また、国民の所得把握に関して、被用者については雇用者を通じて情報が比較的簡単に得られるが、就業していない者については把握が難しく、虚偽申告に対する罰則の強化等により対処している。
 - スウェーデンにおいては、課税庁が国民の納税申告書を作成し、納税者は送付された申告書を必要に応じて訂正するだけという制度となっているが、プライバシーの保護が緩い納税者番号が使用され、また、税と社会保険料が一元的に徴収されているなど、日本とは前提となる制度基盤が大きく異なっている。